

介護保険料の徴収について

概要

スタッフエクスプレスでの、介護保険料の徴収についてご案内します。

介護保険料の資格取得(40 歳に到達)

介護保険の第 2 号被保険者の資格取得月は「誕生日の前日の属する月」となりますので、その月から介護保険料が徴収されます。

スタッフエクスプレスでは、当月徴収としています。

[例 1] 誕生日が 5/1 のスタッフ A の場合

誕生日の前日である 4/30 に資格取得となるため、4 月締分から徴収されます。

[例 2] 誕生日が 5/20 のスタッフ B の場合

誕生日の前日である 5/19 に資格取得となるため、5 月締分から徴収されます。



参考

翌月徴収としたい場合は、一時的に生年月日を変更し、賃金計算処理後に生年月日を修正するように運用してください。

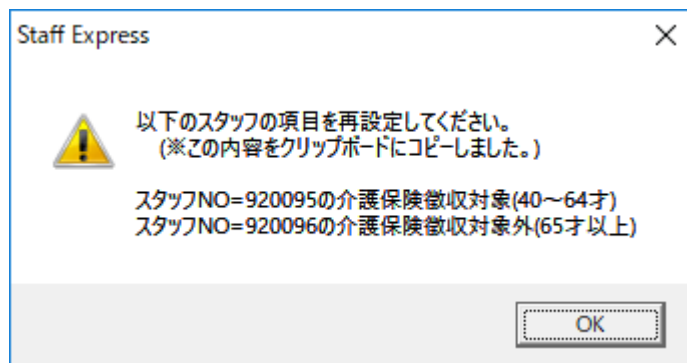
介護保険料の資格喪失(65 歳に到達)

介護保険の第 2 号被保険者の資格喪失月は「誕生日の前日の属する月」となりますので、その月から介護保険料が徴収対象外となります。

スタッフエクスプレスでは、当月徴収で、考え方は資格取得時と同様です。

賃金締期間と資格取得(喪失)月の関係について

介護保険の対象/対象外となった場合、賃金計算処理時に注意を促すメッセージが表示されます。メッセージの内容に従い、スタッフマスタの整備後に賃金計算処理を行ってください。



メッセージを表示するタイミングは、【賃金締日が資格取得・喪失月に該当する】賃金計算処理時となります。

例) スタッフA(誕生日が5/1)→資格取得月が4月

スタッフB(誕生日が5/20)→資格取得月が5月

3月	4月	5月	6月
	※スタッフAの資格取得月	※スタッフBの資格取得月	
① 3/16～4/15 →			
	← ②4/1～4/31 →		
		← ③4/16～5/15 →	
		← ④5/1～5/30 →	

賃金締期間①は、スタッフAに該当します
 賃金締期間②は、スタッフAに該当します
 賃金締期間③は、スタッフA、Bともに該当します
 賃金締期間④は、スタッフBに該当します